

第 2 回食品用器具及び容器包装の規制の 在り方に関する技術検討会について



厚生労働省は、平成 30 年 6 月 7 日国会承認、同年 6 月 13 日に公布された、「食品衛生法等の一部を改正する法律」における、国際的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備に向け、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」の第 2 回目の検討会を平成 30 年 6 月 21 日に開催しました。

第2回目技術検討会における議論概要

- (1) 食品衛生法等の一部を改正する法律
- (2) 器具及び容器包装に関する改正条文及び検討会の論点
- (3) ポジティブリスト(PL)制度の具体的な仕組み
 - PL制度の対象となる材質
熱可塑性樹脂に続き熱硬化性樹脂もPL制度に加わる
 - リスク管理すべき物質の対象範囲
食品に接触するコーティング、接着剤、印刷インキに使用される合成樹脂や添加剤の扱いについては第3回以降の検討会で議論
 - リスク管理方法
添加量規制でスタートし、必要になったときに適宜溶出量規制を導入

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2018年6月21日付 厚生労働省](#)

研究開発箇所 加藤吉紀